

災害時等における物資供給等防災に関する協力協定

(目的)

第1条 幕別町(以下「甲」という。)と王子コンテナー株式会社釧路工場(以下「乙」という。)は、幕別町内において、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護の為の措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)に定める緊急対処事態が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲の要請に応じ、乙が保有する物資供給を実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図る為この協定を締結する。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置した場合等、乙の協力が必要であると認められる時は、乙に対し協力を要請する事ができる。

(協力実施)

第3条 乙は前項の規定により、甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(物資の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、被害の状況に応じて最終決定とするが、事前に協議の上、供給数量を定めるものとする。

- (1) 災害緊急時用段ボールベッド、段ボールシート、段ボール製パーテーション、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他乙が取扱う製品

(注) ガムテープは、可能な限り甲が準備することとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資等の供給要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
- 2 乙は協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

- 第7条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

- 第8条 甲は、供給された物資の品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

(物資の供給報告)

- 第9条 乙は、物資の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第10条 乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、甲の要請に基づいて乙が行った輸送等の費用についても、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、災害等発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

- 第11条 乙は物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲に費用を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があった時は、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第12条 協定の実施に関する連絡責任者は甲にあっては、防災環境課長、乙にあっては、帯広営業所長とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月7日

甲 中川郡幕別町本町130番地1
幕別町
町長 飯田 晴義 

乙 釧路市大楽毛3-2-5
王子コンテナー株式会社
釧路工場長 坂口 忠司 